

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定手続き等に関する要綱

制定 平成29年1月31日決裁

豊健高第2958号

改正 平成29年12月7日決裁

豊健高第1991号

改正 平成30年7月31日決裁

豊健高第1052号

改正 令和7年1月21日決裁

豊福政第3763号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（豊健高第2957号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知「地域支援事業の実施について」）、実施要綱で使用する用語の例による。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は法第115条の45の5の規定による指定の申請がされた場合において、その申請内容が指定基準を満たしていることと判断したときは、翌月1日をもって指定事業者として指定し、指定書を申請者に交付する。

(申請書等の補正)

第4条 市長は、提出された申請書等に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

(指定拒否)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該事業所の指定をしてはならない。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 申請者が、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年豊健高第2959号）に規定する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなるまでの者であるとき。

- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第8条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第8条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第8条第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号

までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、地域支援事業の円滑な実施に際し支障が生じると市長が認める場合は、当該事業所の指定をしないことができる。

(指定の有効期間)

第6条 第3条の規定により指定を受けた指定事業者の指定の有効期間は、当該指定日から6年以内の期間とする。

(指定の更新)

第7条 指定事業者は前条の規定により6年以内ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 市長は前各項の規定により提出された申請書の内容が指定基準を満たしていることと判断したときは、指定更新書を申請者に交付する。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、次の各号に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地並びに連絡先
- (2) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 事業所の平面図及び設備
- (4) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (5) サービス提供責任者及び訪問事業責任者の氏名及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 登記事項証明書（当該事業に関するものに限る。）

- 2 指定事業者は、当該第1号事業を廃止、休止又は休止した事業を再開するときは、その廃止、休止又は再開の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(加算・減算の届出)

第9条 実施要綱に基づく加算、減算の届け出にかかる手続は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の運用に準ずるものとする。

(添付書類)

第10条 第3条及び第7条から第9条に規定する申請、届出をする際は、その他必要な書類を添付しなければならない。

(事業者情報の提供)

第11条 市長は、第3条の指定をしたとき、第7条の更新をしたとき又は、第8条若しくは第9条の届出があったときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道

府県、市区町村、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- （１）事業所の名称及び所在地
- （２）申請者又は届出者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名及び住所
- （３）指定又は更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- （４）変更、廃止、休止、再開の年月日
- （５）事業開始年月日
- （６）運営規程
- （７）事業所番号
- （８）加算・減算の事項
- （９）その他市長が必要と認める事項

（公表）

第１２条 市長は、第３条の指定をしたとき、第８条第２項の事業の廃止の届出があったとき、又は法第１１５条の４５の９の規定により第３条の指定を取り消し又は指定の全部もしくは一部の効力を停止した場合には、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （１）指定事業者の名称
- （２）事業所の名称及び所在地
- （３）指定、廃止、指定の取り消しをした年月日
- （４）指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- （５）サービスの種類

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。

（既存事業所に係る特例）

- ２ 第３条に規定する指定の申請をするもののうち、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定通所介護、指定介護予防通所介護及び指定地域密着型通所介護について既に事業所指定を受けている事業者、または同時に指定を受けようとする事業者は、別に定める指定申請手続きを行うものとする。

附則

この要綱は、平成２９年１２月７日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

この要綱は、平成３０年８月１日から施行し、平成３０年１０月１日から適用する。

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

様式－指定書

豊福政第●号

(法人所在地)

(法人名)

●年(●●年)●月●日付けで申請のあった豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者については、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の5第1項の規定により、下記のとおり指定します。

●年(●●年)●月●日

豊中市長 長内 繁樹

(公印省略)

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 サービスの種類
- 4 介護保険事業所番号
- 5 指定年月日
- 6 指定の有効期間

様式－指定更新書

豊福政第●号

(法人所在地)

(法人名)

●年（●●年）●月●日付けで指定更新申請のあった豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の6第1項により、下記のとおり指定の更新をします。

●年（●●年）●月●日

豊中市長 長内 繁樹

(公印省略)

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 サービスの種類
- 4 介護保険事業所番号
- 5 指定更新年月日
- 6 指定の有効期間